

防衛装備庁訓令第 29 号

防衛装備庁における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する訓令を次のように定める。

平成 27 年 10 月 1 日

防衛装備庁長官 渡辺 秀明

防衛装備庁における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する訓令

改正 平成 30 年 1 月 31 日 防衛装備庁訓令第 1 号

平成 31 年 4 月 25 日 防衛装備庁訓令第 6 号

令和 4 年 5 月 31 日 防衛装備庁訓令第 12 号

令和 7 年 3 月 25 日 防衛装備庁訓令第 7 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）

第 2 章 内部職員等からの公益通報の対応

第 1 節 公益通報対応体制（第 6 条）

第 2 節 公益通報の受付（第 7 条－第 9 条）

第 3 節 調査の実施（第 10 条－第 14 条）

第 4 節 是正措置等（第 15 条－第 17 条）

第 3 章 外部の労働者等からの公益通報の対応

第 1 節 公益通報対応体制（第 1 8 条）

第 2 節 公益通報の受付（第 1 9 条－第 2 2 条）

第 3 節 調査の実施（第 2 3 条－第 2 6 条）

第 4 節 措置（第 2 7 条・第 2 8 条）

第 4 章 公益通報者の保護等（第 2 9 条－第 3 8 条）

第 5 章 雑則（第 3 9 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、公益通報者保護法（平成 1 6 年法律第 1 2 2 号。以下「法」という。）に基づく防衛装備庁における公益通報の対応（公益通報を受け、並びに当該通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務を行うことをいう。以下同じ。）、公益通報者の保護等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益通報 法にいう公益通報をいう。
- (2) 公益通報者 公益通報をした第 3 号に規定する内部職員等及び第 4 号に規定する外部の労働者等をいう。
- (3) 内部職員等 次に掲げる者をいう。

イ 防衛装備庁の職員

ロ 防衛装備庁が法第 2 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の事業者である場合における同項第 2 号及び第 3 号の労働者（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者をいう。次号において同じ。）

ハ 防衛装備庁が法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する他の事業者である場合における役員（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除

く。)をいう。以下同じ。)

ニ イ、ロ又はハに規定する者であった者

(4) 外部の労働者等 次に掲げる者をいう。

イ 内部職員等に該当しない労働者及びその退職者

ロ 内部職員等に該当しない役員及びその退職者

(5) 通報対象事実 次に掲げるものをいう。

イ 内部職員等からの公益通報にあつては法令違反行為（当該法令違反行為が生ずるおそれを含む。）

ロ 外部の労働者等からの公益通報にあつては法第2条第3項に規定する通報対象事実並びに事業者の法令遵守の確保及び適正な法執行のために必要と認められるその他の事実。

(6) フォローアップ 公益通報の対応終了後において、公益通報者に対する公益通報をしたことを理由とした不利益な取扱いの事実の有無を確認することをいう。

(防衛装備庁公益通報管理者)

第3条 防衛装備庁における公益通報の対応及び公益通報者の保護に係る事務を総括する者を「防衛装備庁公益通報管理者」という。

2 防衛装備庁公益通報管理者は、防衛装備庁長官とする。

（防衛装備庁公益通報責任者）

第4条 防衛装備庁における公益通報の対応及び公益通報者の保護に係る事務に責任を有する者を「防衛装備庁公益通報責任者」という。

2 防衛装備庁公益通報責任者は、長官官房審議官をもって充てる。

（関係部局等の協力等）

第5条 内部職員等は、正当な理由がある場合を除き、公益通報に関する調査に誠実に協力するものとする。

2 他の行政機関その他公の機関から、公益通報に関する調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

第2章 内部職員等からの公益通報の対応

第 1 節 公益通報対応体制

(内部公益通報受付窓口)

第 6 条 内部職員等からの公益通報の受付及び内部職員等である公益通報者との連絡（第 3 4 条第 1 項において「内部職員等からの公益通報の受付等」という。）を行うために、防衛装備庁に内部公益通報受付窓口（以下「内部窓口」という。）を置く。

2 内部窓口は、長官官房監察監査・評価官とする。

3 内部窓口は、第 1 項に規定するもののほか、公益通報対応体制、公益通報又はその相談をしたことを理由とした不利益な取扱いその他の公益通報に関する内部職員等からの質問及び相談に応じるものとする。

4 内部窓口は、防衛装備庁の外部において、内部職員等からの公益通報を取扱うため、弁護士を配置した窓口（以下「ヘルプライン窓口」という。）を置き、これを管理する。

5 内部窓口は、ヘルプライン窓口に対し、公益通報者の同意のない限り、公益通報者が特定される情報を示

すことのないよう求めることとする。

第 2 節 公益通報の受付

（内部職員等からの公益通報）

第 7 条 内部職員等は、防衛装備庁又は防衛装備庁の所掌事務に従事する場合における防衛装備庁の職員について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するときは、内部窓口で公益通報をすることができる。

2 内部窓口において受け付ける公益通報は、別記様式第 1 に定める書式を標準とする。

（内部窓口における公益通報の受付及び受理）

第 8 条 内部窓口は、公益通報の受付を拒んではない。

2 内部窓口は、前項の規定により受け付けた公益通報について、公益通報の内容が通報対象事実にあたらな
いことが受付時において明らかな場合、公益通報の内容が著しく不分明な場合、公益通報の内容が虚偽であることが明らかな場合その他公益通報としての形式及

び実質を備えていない場合を除き、当該公益通報を受理するものとし、正当な理由なく公益通報の受理を拒んではならない。

3 前項の規定は、公益通報が匿名であることをもって、その受理を拒むことを認めるものと解してはならない。

4 内部窓口は、公益通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、公益通報者の連絡先が不明な場合を除き、遅滞なく公益通報者に通知するものとする。

5 内部窓口は、公益通報を受理したときは、当該通報の受理から調査の完了までに必要と見込まれる期間を設定するよう努めるものとする。

（公益通報者に係る情報の保護等の説明）

第9条 内部窓口は、前条第4項の通知の際、公益通報者に対し、公益通報をしたことを理由とする公益通報者に対する不利益な取扱いのないこと、公益通報に係る情報が保護されること及び公益通報受付後の手続の

流れを説明するものとする。ただし、公益通報者が説明を望まない場合、連絡先が不明な場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

第3節 調査の実施

（調査の開始）

第10条 防衛装備庁公益通報責任者は、内部職員等からの公益通報を受理したときは、当該公益通報について、調査の必要性を検討した上で、調査の必要性が認められない場合又は調査を行うことが相当でない特段の事情がある場合を除き、直ちに調査担当者を指定し、当該公益通報に係る通報対象事実について調査を行うものとする。

2 内部窓口は、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合又は公益通報者の連絡先が不明な場合を除き、調査を行うときはその旨及び着手の時期を、調査を行わないときはその旨及びその理由を、遅滞なく公益通報者に通知するものとする。

3 前項の通知は、公益通報を受理してから二十日以内
に行うものとする。

4 公益通報責任者は、調査の方法、内容の適正性を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、調査
担当者が行う調査について適宜確認を行う等、通報事
案を適切に管理するものとする。

（調査委員会の設置）

第 1 1 条 防衛装備庁公益通報管理者は、受理した公益
通報に係る通報対象事実が重大な法令違反行為の事実
であると認めるときは、調査委員会を設け、当該通報
対象事実を調査させることができる。

2 調査委員会の構成については、受理した公益通報に
係る通報対象事実に応じて防衛装備庁公益通報管理者
が定めるものとする。

（司法警察職員への通報）

第 1 2 条 公益通報の対応を行う者及び調査委員会は、
受理した公益通報に係る通報対象事実についての調査
の開始前又は調査の過程で、当該通報対象事実が犯罪

行為に該当する又は犯罪行為に該当するおそれが高いと認めるに至ったときは、直ちに司法警察職員に通報しなければならない。

（調査結果の報告）

第 1 3 条 防衛装備庁公益通報責任者は、調査が終了したときは、調査の結果を直ちに防衛装備庁公益通報管理者に通知するものとする。

（調査結果等の公益通報者への通知）

第 1 4 条 内部窓口は、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合又は公益通報者の連絡先が不明な場合を除き、調査の進捗状況について適宜公益通報者に通知するとともに、調査が完了したときは、調査結果を遅滞なく公益通報者に通知するものとする。

第 4 節 是正措置等

（是正措置等の実施）

第 1 5 条 防衛装備庁公益通報責任者は、調査の結果、受理した公益通報に係る通報対象事実があると認める

ときは、速やかに、当該通報対象事実の中止その他是正のために必要と認める措置及び再発の防止のために必要と認める措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

（是正措置等の実施後の公益通報者への通知）

第16条 内部窓口は、是正措置等をとったときは、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、公益通報者の連絡先が不明な場合を除き、当該是正措置等を直ちに公益通報者に通知しなければならない。

（是正措置等の実効性評価）

第17条 防衛装備庁公益通報責任者は、是正措置等の実施後、当該是正措置等が十分に機能しているか否かについて適宜確認し、必要に応じ新たな是正措置等をとるものとする。

2 内部窓口は、前項において防衛装備庁公益通報責任者が新たな是正措置等をとったときは、公益通報者の連絡先が不明な場合を除き、その旨を直ちに公益通報

者に通知するものとする。

第 3 章 外部の労働者等からの公益通報の対応

第 1 節 公益通報対応体制

（外部公益通報受付窓口）

第 1 8 条 外部の労働者等からの公益通報の受付及び外部の労働者等である公益通報者との連絡を行うために、防衛装備庁に防衛装備庁公益通報管理者の監督の下で当該事務を行う外部公益通報受付窓口（以下「外部窓口」という。）を置く。

2 外部窓口は、長官官房監察監査・評価官とする。

3 外部窓口は、第 1 項に規定するもののほか、外部の労働者等からの公益通報に関する質問及び相談に応じるものとする。

第 2 節 公益通報の受付

（外部の労働者等からの公益通報）

第 1 9 条 外部窓口において受理する外部の労働者（第 2 条第 4 号イに掲げる者をいう。以下この項において同じ。）からの公益通報は、次の各号のいずれかに該

当し、防衛装備庁が通報対象事実について、処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする法的な権限を有するものとする。

(1) 外部の労働者が、役務提供先（法第2条第1項に規定する役務提供先をいう。以下この号において同じ。）又は当該役務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があるとき。

(2) 外部の労働者が、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料し、かつ、次に掲げる事項を記載した書面を提出するとき。

イ 公益通報者の氏名又は名称及び住所又は居所

ロ 当該通報対象事実の内容

ハ 当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由

二 当該通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由

2 外部窓口において受理する外部の役員（第2条第4号ロに掲げる者を言う。以下この項において同じ。）からの公益通報は、次の各号のいずれかに該当し、防衛装備庁が通報対象事実について、処分又は勧告等をする法的な権限を有するものとする。

(1) 外部の役員が調査是正措置（善良な管理者と同一の注意をもって行う、通報対象事実の調査及びその是正のために必要な措置をいう）をとることに努めたにもかかわらず、なお当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があるとき。

(2) 外部の役員が通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、個人の生命若しくは身体に対する危害又は個人（事業を行う場合におけるものを除く。）の財産に対する損害が発生し、又は発生する急迫した

危険があると信ずるに足る相当の理由があるとき。

- 3 外部窓口において受け付ける公益通報は、別記様式第2に定める書式を標準とする。

(外部窓口における公益通報の受付及び受理)

第20条 外部窓口は、別記様式第2に掲げる事項について確認した上で、公益通報を受け付けるものとし、正当な理由なく公益通報の受付を拒んではならない。

- 2 外部窓口は、前項の規定により受け付けた公益通報について、公益通報の内容が通報対象事実に当たらないことが受付時において明らかな場合、公益通報の内容が著しく不分明な場合、公益通報の内容が虚偽であることが明らかな場合その他公益通報としての形式及び実質を備えていない場合を除き、当該公益通報を受理するものとし、正当な理由なく公益通報の受理を拒んではならない。

- 3 前2項の規定は、公益通報が匿名であることをもって、その受付又は受理を拒むことを認めるものと解してはならない。

4 外部窓口は、公益通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、公益通報者の連絡先が不明な場合を除き、遅滞なく公益通報者に通知するものとする。

5 外部窓口は、公益通報を受理したときは、当該通報の受理から調査の完了までに必要と見込まれる期間を設定するよう努めるものとする。

（公益通報者に係る情報の保護の説明）

第21条 外部窓口は、前条第4項の通知の際、公益通報者に対し、公益通報に係る情報が保護されること及び公益通報受付後の手続の流れを説明するものとする。ただし、公益通報者が説明を望まない場合、連絡先が不明な場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

（教示）

第22条 外部窓口は、受け付けた公益通報に係る通報対象事実について防衛装備庁が処分又は勧告等をする法的な権限を有しないとき、公益通報者に対し、当該

通報対象事実について処分又は勧告等をする法的な権限を有する行政機関を、遅滞なく教示するものとする。

第 3 節 調査の実施

（調査の開始）

第 2 3 条 第 1 0 条の規定は、外部の労働者等からの公益通報について準用する。この場合において、「内部職員等」とあるのは「外部の労働者等」と、「内部窓口」とあるのは「外部窓口」と読み替えるものとする。

（調査委員会の設置）

第 2 4 条 第 1 1 条の規定は、外部の労働者等からの公益通報の場合について準用する。

（受理後の教示）

第 2 5 条 外部窓口は、公益通報の受理後において、防衛装備庁でなく他の行政機関が当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする法的な権限を有することが明らかになったときは、当該通報対象事実について法的な権限を有する行政機関を、遅滞なく当該公益通報をした公益通報者に教示するものとする。

る。

2 外部窓口は、前項の教示を行うときは、適切な法執行の確保及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、防衛装備庁において作成した当該公益通報に係る資料を当該公益通報をした公益通報者に提供するものとする。

（司法警察職員への通報等）

第26条 第12条、第13条及び第14条の規定は、外部の労働者等からの公益通報の場合について準用する。この場合において、「内部窓口」とあるのは、「外部窓口」と読み替えるものとする。

第4節 措置

（措置の実施）

第27条 防衛装備庁公益通報管理者は、調査の結果、受理した公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）をとるものとする。

（公益通報者への通知）

第 28 条 第 16 条の規定は、外部の労働者等からの公益通報の場合について準用する。この場合において、「内部窓口」とあるのは「外部窓口」と、「是正措置等」とあるのは「措置」と読み替えるものとする。

第 4 章 公益通報者の保護等

(不利益取扱いの禁止)

第 29 条 第 7 条の公益通報を行った公益通報者及び公益通報に関する相談を行った者に対し、公益通報又は公益通報に関する相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いをしてはならない。

(フォローアップの実施)

第 30 条 防衛装備庁公益通報責任者は、第 7 条の規定による公益通報を行った防衛装備庁の職員に対し、必要なフォローアップを行うものとし、その結果、不利益な取扱いが認められる場合には、当該取扱いの是正のために必要な措置をとるものとする。

2 防衛装備庁の職員以外の内部職員等に対するフォローアップは、防衛装備庁公益通報責任者が、外部労働

者等に対するフォローアップは外部窓口から行う。この場合において、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、通報者保護に係る必要な措置を講ずるものとする。

（フォローアップの実施部署）

第 3 1 条 フォローアップの実施部署は、防衛装備庁公益通報責任者が指定するものとする。

（防衛装備庁公益通報管理者への通知）

第 3 2 条 防衛装備庁公益通報責任者は、フォローアップの実施状況について、防衛装備庁公益通報管理者に適宜通知するものとする。

（公益通報に係る情報の保持）

第 3 3 条 公益通報の対応及び公益通報者の保護に係る事務に従事する者（公益通報又は相談への対応に付随する職務等を通じて、公益通報又は相談に関する情報を知り得た者を含む。以下同じ。）は、公益通報又は相談に関する情報の保護の徹底を図るため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公益通報に係る情報を正当な理由なく公益通報の対応及び公益通報者の保護に係る事務に従事する者以外に提供してはならないこと。
- (2) 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲は、必要最小限に限定することとし、公益通報者を特定させる事項が必要最小限の範囲を超えて共有された場合には、適切な救済及び回復の措置をとること。
- (3) 公益通報者の特定につながり得る情報（公益通報通報者の氏名、所属等の個人情報のほか、調査が通報を端緒としたものであること、公益通報者しか知り得ない情報等を含む。以下同じ。）を共有する範囲は、必要最小限に限定すること（次号に規定する同意を得て開示する場合を除く。）。
- (4) 公益通報者の特定につながり得る情報を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、公益通報者から明示の同意を得ること。
- (5) 前号の同意を得る際は、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得

る不利益について、明確に説明すること。

- (6) 公益通報者本人からの情報流出によって公益通報者が特定されることを防ぐため、公益通報者に対して、情報管理の重要性について十分に理解させること。

- 2 防衛装備庁公益通報管理者及び防衛装備庁公益通報責任者は、公益通報に係る情報を、公益通報の対応及び公益通報者の保護のために必要とする者以外に提供してはならない。

- 3 防衛装備庁の職員は、公益通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除き、公益通報者を特定しようとしてはならない。

(指定従事者)

第33条の2 防衛装備庁公益通報責任者は、内部窓口において受け付ける公益通報に関して、公益通報の対応を行う者であり、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者を、指定従事者に

定めるものとする。

- 2 防衛装備庁公益通報責任者は、指定従事者を定める際には、書面により指定するなど、従事者の地位に就くことが従事者となる者自身に明らかとなる方法により定めるものとする。

（利益相反関係の排除）

第34条 防衛装備庁の職員は、次に掲げる場合には、内部職員等からの公益通報の受付等の事務に従事する者、外部の労働者等からの公益通報の受付等の事務に従事する者、調査担当者及び調査委員会の構成員になることができない。

- (1) 当該職員が、通報対象事実の当事者であるとき。
- (2) 当該職員が、通報対象事実が生じた当時、通報対象事実の当事者の直近の直属上官であったとき。
- (3) その他当該職員が、通報対象事実が生じた当時、当該通報対象事実に係る職務に密接に関与していたとき。

- 2 公益通報の対応に係る事務に従事する者は、公益通

報の対応の各段階において、当該通報に利益相反関係を有していないか確認するものとする。

（独立性の確保）

第34条の2 防衛装備庁公益通報管理者は、通報対象事実が防衛装備庁公益通報管理者又は防衛装備庁公益通報責任者その他の幹部に関するものである場合その他公益通報の対応に当たって、これらの者からの独立性を確保する必要があると認める場合においては、当該公益通報の対応を防衛装備庁公益通報管理者又は防衛装備庁公益通報責任者の下で行うほか、必要に応じて防衛省公益通報管理者（防衛省本省における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第49号）第3条に規定する防衛省公益通報管理者をいう。）に助言を求める等の独立性を確保する措置をとるものとする。

（関連文書の管理）

第35条 防衛装備庁公益通報責任者は、防衛装備庁における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令（令

和 4 年防衛装備庁訓令第 3 号) に基づき、公益通報に関連する文書の管理を適切に行うものとする。

(通報対応の評価及び改善)

第 3 6 条 防衛装備庁公益通報管理者は、公益通報の対応についての透明性を高めるとともに、客観的な評価を行うことを可能とするため、防衛装備庁における公益通報の対応の状況等を調査し、公益通報に関する秘密保持及び個人情報保護並びに適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障が生じない範囲において、必要と認める事項を適宜公表するものとする。

2 防衛装備庁公益通報管理者は、公益通報の対応要領について、職員の意見並びに他の行政機関及び民間事業者による取組事例を参考として、必要に応じ、公益通報の対応要領を継続的に改善する。

(意見又は苦情への対応)

第 3 7 条 防衛装備庁の内部窓口及び外部窓口は、公益通報の対応に関して公益通報者又は相談者から意見又

は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

（職員の研修等）

第 3 8 条 防衛装備庁公益通報責任者は、所属する職員に対し、公益通報者保護制度及び不利益な取扱いが行われた場合の救済制度の周知徹底のための研修を行うものとする。

2 防衛装備庁公益通報責任者は、公益通報の対応を行う職員に対し、公益通報に係る情報の保持について周知徹底させるものとする。

3 防衛装備庁公益通報責任者は、指定従事者に対し、公益通報者を特定させる事項の取扱いについて、十分に教育を行うものとする。

第 5 章 雑則

（委任規定）

第 3 9 条 防衛装備庁公益通報管理者は、この訓令を実施するために必要な事項について別に定めることができる。

- 2 防衛装備庁公益通報責任者は、防衛装備庁におけるこの訓令の実施に必要な細則を定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日前に防衛省における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第49号）の規定により受け付けた公益通報の処理について疑義が生じた場合は、防衛大臣が別に定めるところにより処理するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年1月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の防衛装備庁における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する訓令第7条第2項に規定する別記様式に掲げる事項を記載した書面

（以下この項において単に「書面」という。）及び第
19条第2項に規定する書式（以下この項において単
に「書式」という。）は、この訓令の施行の日以後に
公益通報者が提出する書面及び書式から適用し、同日
前に公益通報者が提出した書面及び書式については、
なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和7年3月25日から施行する。

別記様式第 1 （第 7 条関係）

公益通報書（内部職員等からの通報）		
令和〇年〇月〇日		
防衛装備庁長官 殿		
公益通報者保護法第 3 条の規定に基づき、下記のとおり公益通報します。		
記		
通 報 者 記 入 欄	(ふりがな) 氏 名	
	所 属	
	連 絡 先	(住所) (TEL) (E - m a i l)
	希望する連絡方法	☐ 電話 ☐ E - m a i l ☐ 書面の送付
	通報対象事実の内容	1 内容（いつ、だれが、どこで、どのような内容の法令違反行為を行った（行っている）かがわかるように、できるだけ具体的に記入してください。） 2 通報対象事実の根拠法令 3 証拠資料及び参考資料の有無 ☐ 有 ☐ 無 （資料がある場合は、添付してください。） 4 通報対象事実を知る関係者の有無 ☐ 有 ☐ 無 （関係者がいる場合は当該関係者の所属、階級、氏名を記載してください。）
担 当 職 員 記 入 欄	対 応	☐ 受理 ☐ 不受理 ☐ 移送（移送先 ）
	受付年月日	
	窓口担当職員	
備考		

別記様式第2（第19条関係）

公益通報書（外部労働者等からの通報） 令和○年○月○日 防衛装備庁長官 殿 公益通報者保護法第3条の規定に基づき、下記のとおり公益通報します。 記		
通 報 者 入 欄	(ふりがな) 氏 名	
	所 属	
	連 絡 先	(住所) (TEL) (E - m a i l)
	希望する連絡方法	☐ 電話 ☐ E - m a i l ☐ 書面の送付
	通報対象事実の内容	1 内容（いつ、だれが、どこで、どのような内容の法令違反行為を行った（行っている）かがわかるように、できるだけ具体的に記入してください。） 2 通報対象事実の根拠法令 3 証拠資料及び参考資料の有無 ☐ 有 ☐ 無 （資料がある場合は、添付してください。） 4 通報対象事実を知る関係者の有無 ☐ 有 ☐ 無 （関係者がいる場合は当該関係者の所属、階級、氏名を記載してください。） 5 通報事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由 6 通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由
担 当 職 員 記 入	対 応	☐ 受理 ☐ 不受理 ☐ 教示（教示先 ）
	受付年月日	
	窓口担当職員	
備考		